

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…一

○東京都契約事務規則第三十六条第四項の規定による電子署名に関する規則…（同）…二

訓令

○東京都職員服務規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）…三

告示

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（都市整備局総務部総務課）…三

○東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…四

○都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…四

○都営住宅の使用料の変更……………（同）…五

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…八

○都営住宅の駐車場の廃止……………（同）…九

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…九

○特定猟具使用禁止区域（銃器）の再指定……………（環境局自然環境部計画課）…九

○鳥獣保護区の存続期間の更新……………（同）…九

○鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（同）…一〇

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（福祉保健局総務部職員課）…二

○母子保健法施行規則による指定養育医療機関の変更……………

○公有水面埋立ての免許（二件）……………（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）…二

○東京都教育委員会職員服務規程の一部改正……………（港湾局離島港湾部管理課）…三

○東京都立学校職員服務規程の一部改正……………

○東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………（同）…四

○東京都水道局処務規程の一部を改正する規程……………

○使用水量の計量業務の委託……………

○東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………

○都市計画事業の施行……………（建設局河川部計画課）…六

○都市計画事業の事業計画の変更……………（下水道局）…六

○東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程……………

○東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程……………（東京都職員共済組合）…七

○東京都職員共済組合保健施設に関する規程の一部を改正する規程……………

○東京都職員共済組合保健施設に関する規程の一部を改正する規程……………（同）…八

○東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する規程……………（同）…八

○東京都職員共済組合総合保健施設に関する規程の一部を改正する規程……………（同）…八

○当せん金付証券の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…九

規則

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月三十一日

●東京都規則第二百一十一号

東京都知事 小 池 百合子

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則(昭和三十九年東京都規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「契約書」の下に「(契約内容を記載した電磁的記録を含む。次項及び第三項並びに第三十八条を除き、以下同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 契約担当者等は、契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第五項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。

附 則

1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都契約事務規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

東京都契約事務規則第三十六条第四項の規定による電子署名に関する規則を公布する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百一十二号

東京都契約事務規則第三十六条第四項の規定による電子署名に関する規則

(通則)

第一条 この規則は、東京都契約事務規則(昭和三十九年東京都規則第二百五号)第三十六条第四項に規定する総務省令で定める措置として契約内容を記録した電磁的記録(以下「電子契約記録」という。)に電子契約サービスによる電子署名を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第十二条の四の二に規定する電子署名をいう。

二 電子契約サービス 財務局長が別に定める電子契約サービス提供事業者(以下「電子契約サービス提供事業者」という。)が、契約担当者等(東京都契約事務規則第七条第一項に規定する契約担当者等をいう。)及び契約の相手方の指示に基づき、電子契約記録に電子署名を行うサービスをいう。

三 確認同意 電子契約サービスにより電子署名がされる電子契約記録が真正なものであると確認の上、電子契約サービス提供事業者が当該電子契約記録に電子署名することに同意し、電子署名することを指示することをいう。

(確認同意者の設置等)

第三条 確認同意を行う者として、確認同意者を置き、契約主管課長をもって充てる。

2 確認同意者は、自己の指揮監督する職員のうち、契約締結事務を担当する者以外の者から電子契約記録の確認同意を補佐する者として、確認同意担当者を指名する。(確認同意の方法)

第四条 確認同意担当者は、電子契約サービス上に送信された電子契約記録と決定済みの起案文書とを照合し、確認同意を行う。

2 確認同意担当者は、前項の確認同意を行ったときは、決定済みの起案文書に確認同意をした日付を記載の上、署名し、又は押印しなければならない。

3 確認同意担当者は、第一項の確認同意を行った後、電子契約サービス提供事業者により当該電子契約記録に電子署名が付与され、当該契約が確定したことを速やかに確認するものとする。

(パスワードの管理)

第五条 契約主管課長は、電子契約サービスに接続するためのパスワードが関係職員以外に漏えいしないよう厳重に管理しなければならない。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、電子契約サービスを利用して電子署名を行う場合における取扱いに関し必要な事項は、財務局長が別に定める。

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第六十三号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
収 用 委 員 会 事 務 局
勞 働 委 員 会 事 務 局

東京都職員服務規程（昭和四十七年東京都訓令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第七条の二中「言動」の下に「（性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。）」を加える。

別記様式第一号(裏)を次のように改める。

附則

(裏)

■ 注 意 事 項 ■

- このカードを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 万一紛失、破損した場合は、速やかに連絡してください。
- 退職等により不要となった場合は、速やかに返却してください。
- このカードを拾得された方は、東京都庁までご連絡ください。

1 この訓令は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この訓令による改正前の東京都職員服務規程（以下「旧規程」という。）別記様式第一号については、この訓令による改正後の東京都職員服務規程（以下「新規程」という。）別記様式第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 前項に規定する日までに発行された旧規程別記様式第一号による職員カードについては、新規程別記様式第一号の規定にかかわらず、同様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

告 示

●東京都告示第千四百十号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の

額を次のとおり告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

| 局名 | 職名 | 報酬区分 | 報酬額 |
|-------|-----------|------|----------|
| 都市整備局 | 補助金審査等事務員 | 月額 | 194,400円 |
| 都市整備局 | 補助金交付等事務員 | 月額 | 194,400円 |

附則

この告示は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都告示第千四百一十一号

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

区市 指定する区域

世田谷区 船橋一丁目地内

附則

この告示は、令和四年十二月一日から施行する。

●東京都告示第千四百一十二号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

| 名称 | 位置 | 構造及び規模 | 戸数 |
|---------------------------------------|---------------|-----------------|------|
| 野毛町アパート (6号棟) | 世田谷区野毛一丁目二十四番 | 中層耐火 五〇・三平方メートル | 三九戸 |
| 多摩ニュータウン諏訪団地 (4-1-4号棟) | 多摩市諏訪四丁目一番地 | 同右 三六・四平方メートル | 五〇戸 |
| 多摩ニュータウン諏訪団地 (4-1-5、4-1-6、4-1-7号棟) | 同右 | 同右 三七・七平方メートル | 一三〇戸 |

●東京都告示第千四百十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和四年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

| 種類 | 構造名 | 称位 | 置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸) |
|------|------|------------------|------------|----------------|-----------|---|------------------------|
| 一般都営 | 高層耐火 | 勝どき五丁目アパート(7号棟) | 中央区勝どき5-8 | 33.6 | 1 | 28,200 | 53,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 勝どき五丁目アパート(10号棟) | 中央区勝どき5-8 | 33.6 | 1 | 28,200 | 53,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 明石町アパート(4号棟) | 中央区明石町2-4 | 34.3 | 1 | 29,600 | 62,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南麻布四丁目アパート(29号棟) | 港区南麻布4-2 | 32.6 | 1 | 28,700 | 95,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 芝五丁目アパート(1号棟) | 港区芝5-18 | 34.3 | 2 | 33,100 | 84,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 芝五丁目アパート(2号棟) | 港区芝5-18 | 42.2 | 2 | 40,900 | 92,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 港南四丁目アパート(2号棟) | 港区港南4-5 | 42.2 | 1 | 39,400 | 106,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 港南四丁目アパート(4号棟) | 港区港南4-5 | 42.2 | 2 | 39,600 | 107,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 南青山一丁目アパート(6号棟) | 港区南青山1-3 | 40.7 | 1 | 39,900 | 215,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 港南四丁目アパート(1号棟) | 港区港南4-5 | 42.2 | 1 | 39,200 | 97,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 港南四丁目アパート(3号棟) | 港区港南4-5 | 37.3 | 1 | 34,600 | 91,500 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 戸山ハイツアパート(13号棟) | 新宿区戸山2-13 | 33.8 | 1 | 28,200 | 73,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 戸山ハイツアパート(14号棟) | 新宿区戸山2-14 | 38.3 | 1 | 32,000 | 75,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 戸山ハイツアパート(29号棟) | 新宿区戸山2-29 | 38.8 | 1 | 32,600 | 77,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 戸山ハイツアパート(11号棟) | 新宿区戸山2-11 | 40.3 | 2 | 35,000 | 84,000 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 早稲田アパート(1号棟) | 新宿区西早稲田1-9 | 34.4 | 1 | 29,200 | 51,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 早稲田アパート(2号棟) | 新宿区西早稲田1-9 | 34.4 | 1 | 29,200 | 51,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 本郷一丁目アパート(15号棟) | 文京区本郷1-35 | 37.3 | 1 | 33,200 | 68,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 白嶽東アパート(9号棟) | 墨田区境通2-6 | 59.7 | 1 | 43,700 | 65,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 立花六丁目アパート(1号棟) | 墨田区立花6-8 | 55.9 | 1 | 40,600 | 74,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 立花六丁目アパート(2号棟) | 墨田区立花6-8 | 55.9 | 2 | 40,600 | 74,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 八広五丁目アパート(1号棟) | 墨田区八広5-10 | 55.9 | 1 | 40,200 | 75,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 枝川三丁目アパート(1号棟) | 江東区枝川13-4 | 51.2 | 1 | 42,300 | 78,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 亀戸六丁目アパート(1号棟) | 江東区亀戸6-54 | 32.6 | 1 | 25,200 | 38,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 大島八丁目アパート(1号棟) | 江東区大島8-42 | 33.7 | 2 | 25,700 | 31,500 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 南砂五丁目アパート(15号棟) | 江東区南砂5-24 | 37.9 | 1 | 29,500 | 50,900 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東砂二丁目アパート(4号棟) | 江東区東砂2-13 | 37.9 | 1 | 29,800 | 53,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東砂二丁目アパート(11号棟) | 江東区東砂2-13 | 37.9 | 1 | 29,800 | 53,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東雲二丁目アパート(4号棟) | 江東区東雲2-4 | 51.2 | 1 | 42,500 | 85,800 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 亀戸九丁目アパート(2号棟) | 江東区亀戸9-33 | 51.2 | 3 | 42,600 | 68,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 亀戸七丁目アパート(12号棟) | 江東区亀戸7-67 | 42.2 | 1 | 34,400 | 52,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 辰巳一丁目アパート(51号棟) | 江東区辰巳1-9 | 33.4 | 1 | 26,100 | 51,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 辰巳一丁目アパート(88号棟) | 江東区辰巳1-10 | 33.4 | 1 | 26,100 | 51,400 |

| 種類 | 構造名 | 称位 | 置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸) |
|------|------|--------------------|-------------|----------------|-----------|---|------------------------|
| 一般都営 | 高層耐火 | 北品川アパート(1号棟) | 品川区北品川1-5 | 41.6 | 3 | 36,000 | 83,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 北品川第2アパート(1号棟) | 品川区北品川1-7 | 37.9 | 2 | 33,200 | 80,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東品川一丁目アパート(7号棟) | 品川区東品川1-8 | 55.9 | 1 | 50,400 | 103,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 八潮五丁目アパート(4号棟) | 品川区八潮5-1 | 59.6 | 3 | 52,300 | 99,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 八潮五丁目アパート(49号棟) | 品川区八潮5-10 | 59.5 | 1 | 52,400 | 101,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 大森西四丁目第2アパート(11号棟) | 大田区大森西4-13 | 55.9 | 2 | 45,900 | 82,000 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 大森東一丁目アパート(2号棟) | 大田区大森東1-31 | 59.6 | 1 | 49,900 | 85,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 大森東一丁目アパート(6号棟) | 大田区大森東1-36 | 59.6 | 1 | 49,900 | 85,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 桜丘二丁目第2アパート(1号棟) | 世田谷区桜丘2-4 | 48.1 | 1 | 40,200 | 85,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 渋谷東二丁目第2アパート(36号棟) | 渋谷区東2-25 | 34.4 | 1 | 30,500 | 83,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 広尾五丁目アパート(1号棟) | 渋谷区広尾5-7 | 37.9 | 2 | 35,700 | 101,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南台五丁目アパート(1号棟) | 中野区南台5-7 | 51.0 | 1 | 38,700 | 89,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 南台二丁目アパート(3号棟) | 中野区南台2-29 | 41.5 | 1 | 31,000 | 55,500 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南台五丁目アパート(2号棟) | 中野区南台5-7 | 51.0 | 1 | 38,700 | 89,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 南大塚二丁目アパート(1号棟) | 豊島区南大塚2-36 | 42.2 | 2 | 35,800 | 59,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 要町二丁目アパート(1号棟) | 豊島区要町2-14 | 59.6 | 1 | 51,800 | 129,500 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 浮間一丁目第2アパート(11号棟) | 北区浮間1-14 | 59.6 | 1 | 48,700 | 95,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 赤羽西六丁目アパート(2号棟) | 北区赤羽西6-3 | 42.3 | 1 | 33,200 | 42,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 王子本町第2アパート(5号棟) | 北区王子本町3-12 | 31.9 | 1 | 24,100 | 52,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 滝野川三丁目アパート(11号棟) | 北区滝野川13-69 | 39.0 | 1 | 30,400 | 56,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 滝野川三丁目アパート(15号棟) | 北区滝野川13-75 | 37.3 | 1 | 29,500 | 60,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 赤羽西五丁目アパート(11号棟) | 北区赤羽西5-7 | 40.6 | 1 | 31,900 | 49,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 赤羽北三丁目アパート(9号棟) | 北区赤羽北3-14 | 51.0 | 1 | 41,500 | 79,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 王子三丁目アパート(7号棟) | 北区王子3-23 | 40.7 | 1 | 31,800 | 57,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 上中里二丁目アパート(14号棟) | 北区上中里2-13 | 39.0 | 1 | 29,400 | 57,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東日暮里一丁目アパート(13号棟) | 荒川区東日暮里1-17 | 37.9 | 1 | 27,100 | 45,900 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東日暮里一丁目アパート(21号棟) | 荒川区東日暮里1-17 | 34.3 | 2 | 24,500 | 43,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 西尾久八丁目アパート(21号棟) | 荒川区西尾久8-10 | 51.2 | 1 | 38,400 | 80,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 坂下一丁目アパート(10号棟) | 板橋区坂下1-8 | 42.2 | 1 | 31,600 | 47,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 新河岸二丁目アパート(12号棟) | 板橋区新河岸2-10 | 39.0 | 1 | 28,000 | 39,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 新河岸二丁目アパート(8号棟) | 板橋区新河岸2-10 | 37.9 | 1 | 26,800 | 41,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 新河岸二丁目アパート(9号棟) | 板橋区新河岸2-10 | 34.4 | 2 | 24,400 | 38,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 若木一丁目アパート(8号棟) | 板橋区若木1-12 | 55.9 | 1 | 43,200 | 81,000 |

| 種類 | 構造 | 名 | 称位 | 置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸) |
|------|------|----------------------|----|-------------|----------------|-----------|--|-------------------------|
| 一般都営 | 中層耐火 | 相生町アパート (2号棟) | | 板橋区相生町24-2 | 42.3 | 1 | 31,700 | 55,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 錦一丁目アパート (16号棟) | | 練馬区錦1-27 | 42.3 | 1 | 32,300 | 64,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬北町六丁目アパート (20号棟) | | 練馬区北町6-20 | 47.5 | 1 | 37,100 | 79,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬北町六丁目アパート (15号棟) | | 練馬区北町6-15 | 55.9 | 1 | 43,900 | 94,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬関町北三丁目第2アパート (2号棟) | | 練馬区関町北3-9 | 51.0 | 1 | 40,200 | 84,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬北町八丁目アパート (5号棟) | | 練馬区北町8-30 | 59.6 | 1 | 47,100 | 97,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南田中アパート (5号棟) | | 練馬区南田中3-31 | 33.4 | 1 | 24,300 | 50,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南田中アパート (9号棟) | | 練馬区高野台1-1 | 37.0 | 1 | 26,700 | 53,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南田中アパート (18号棟) | | 練馬区南田中5-25 | 32.6 | 1 | 23,600 | 47,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南田中アパート (38号棟) | | 練馬区石神井町1-1 | 37.0 | 1 | 26,700 | 53,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南田中アパート (45号棟) | | 練馬区石神井町1-1 | 37.3 | 1 | 27,200 | 55,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬春日町四丁目第2アパート (3号棟) | | 練馬区春日町4-12 | 48.1 | 1 | 37,600 | 75,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬富士見台三丁目アパート (2号棟) | | 練馬区富士見台3-49 | 36.4 | 1 | 27,000 | 52,500 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 光が丘第1アパート (22号棟) | | 練馬区旭町1-33 | 59.6 | 1 | 47,200 | 97,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 保木間五丁目アパート (3号棟) | | 足立区保木間5-32 | 59.6 | 1 | 42,600 | 74,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 足立中央本町五丁目アパート (5号棟) | | 足立区中央本町5-20 | 48.1 | 1 | 35,000 | 65,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 東和四丁目第3アパート (9号棟) | | 足立区東和4-20 | 51.0 | 1 | 37,400 | 71,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 保木間第5アパート (7号棟) | | 足立区南花畑5-15 | 33.4 | 1 | 22,400 | 35,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 保木間第5アパート (9号棟) | | 足立区南花畑5-15 | 37.3 | 1 | 24,800 | 42,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 保木間第5アパート (17号棟) | | 足立区南花畑5-15 | 37.3 | 2 | 24,800 | 42,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 竹の塚七丁目アパート (12号棟) | | 足立区竹の塚7-15 | 33.4 | 1 | 22,600 | 38,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 千住元町アパート (2号棟) | | 足立区千住元町34 | 37.9 | 2 | 26,300 | 34,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 千住元町アパート (3号棟) | | 足立区千住元町34 | 33.6 | 1 | 23,300 | 31,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 六ツ木町アパート (18号棟) | | 足立区六木1-5 | 40.5 | 1 | 27,300 | 43,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 花畑第3アパート (6号棟) | | 足立区南花畑4-11 | 33.4 | 1 | 22,800 | 41,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 鹿浜五丁目アパート (14号棟) | | 足立区鹿浜5-24 | 41.0 | 1 | 28,100 | 44,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 花畑第4アパート (1号棟) | | 足立区花畑8-3 | 41.7 | 1 | 27,900 | 42,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 花畑第4アパート (8号棟) | | 足立区花畑8-4 | 41.7 | 1 | 27,900 | 42,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 花畑第5アパート (1号棟) | | 足立区花畑2-11 | 39.0 | 1 | 26,400 | 44,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 足立加賀二丁目アパート (6号棟) | | 足立区加賀2-31 | 55.9 | 1 | 39,700 | 68,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 足立加賀二丁目アパート (5号棟) | | 足立区加賀2-31 | 55.9 | 1 | 39,900 | 65,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 青井三丁目第2アパート (2号棟) | | 足立区青井3-31 | 51.0 | 1 | 37,800 | 77,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 六ツ木町アパート (5号棟) | | 足立区六木1-5 | 35.7 | 1 | 23,900 | 38,200 |

| 種類 | 構造 | 名 | 称位 | 置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸) |
|------|------|-----------------------|----|--------------|----------------|-----------|--|-------------------------|
| 一般都営 | 中層耐火 | 花畑第3アパート (13号棟) | | 足立区南花畑4-11 | 35.7 | 1 | 24,300 | 42,800 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 花畑第4アパート (11号棟) | | 足立区花畑8-4 | 42.0 | 1 | 27,900 | 43,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 六木三丁目アパート (6号棟) | | 足立区六木3-39 | 55.9 | 2 | 39,600 | 69,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 上千葉アパート (3号棟) | | 葛飾区堀切8-8 | 59.6 | 1 | 45,100 | 91,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 亀有一丁目第3アパート (1号棟) | | 葛飾区亀有1-13 | 51.0 | 1 | 38,400 | 76,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 青戸四丁目アパート (3号棟) | | 葛飾区青戸4-20 | 59.6 | 1 | 45,100 | 91,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 西新小岩一丁目アパート (2号棟) | | 葛飾区西新小岩1-1 | 51.2 | 1 | 38,900 | 66,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 西水元五丁目アパート (1号棟) | | 葛飾区西水元5-3 | 59.6 | 1 | 43,500 | 75,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 平井四丁目第3アパート (12号棟) | | 江戸川区平井4-27 | 36.4 | 1 | 27,800 | 52,500 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 宇喜田町アパート (402号室棟) | | 江戸川区中葛西4-9 | 51.2 | 1 | 39,700 | 66,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 清新町二丁目アパート (4号棟) | | 江戸川区清新町2-8 | 55.9 | 1 | 44,500 | 89,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 平井一丁目アパート (12号棟) | | 江戸川区平井3-4 | 34.4 | 1 | 25,200 | 45,500 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 平井七丁目アパート (2号棟) | | 江戸川区平井7-23 | 39.0 | 1 | 28,400 | 46,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南小岩二丁目第2アパート (2号棟) | | 江戸川区南小岩2-23 | 51.0 | 1 | 39,100 | 69,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン鹿島団地 (16-2号棟) | | 八王子市鹿島16 | 51.1 | 1 | 26,200 | 42,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン松が谷団地 (5-2号棟) | | 八王子市松が谷5 | 55.9 | 1 | 30,400 | 56,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 吉祥寺北町四丁目第3アパート (20号棟) | | 武蔵野市吉祥寺北町4-1 | 51.0 | 1 | 39,700 | 96,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 境二丁目アパート (2号棟) | | 武蔵野市境2-6 | 60.9 | 1 | 45,900 | 103,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 吉祥寺北町四丁目第2アパート (25号棟) | | 武蔵野市吉祥寺北町4-3 | 55.9 | 1 | 42,600 | 100,500 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 下連雀七丁目第2アパート (3号棟) | | 三鷹市下連雀7-15 | 48.1 | 1 | 35,900 | 79,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 府中本町四丁目アパート (1号棟) | | 府中市本町4-5 | 56.8 | 1 | 32,700 | 76,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 府中新町二丁目第2アパート (2号棟) | | 府中市新町2-57 | 62.1 | 1 | 38,600 | 87,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 府中新町二丁目第2アパート (5号棟) | | 府中市新町2-57 | 55.9 | 1 | 34,700 | 78,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 府中柴町一丁目アパート (1号棟) | | 府中市柴町1-20 | 55.9 | 1 | 32,500 | 73,800 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 調布くすのきアパート (9号棟) | | 調布市国領町8-1 | 51.2 | 1 | 30,300 | 74,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 町田中町四丁目アパート (5号棟) | | 町田市中町4-7 | 59.6 | 1 | 35,200 | 77,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 成瀬アパート (14号棟) | | 町田市成瀬7-10 | 55.9 | 1 | 30,200 | 58,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 森野二丁目アパート (46号棟) | | 町田市森野2-2 | 55.9 | 3 | 32,500 | 76,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 武蔵岡アパート (7号棟) | | 町田市相原町3190 | 55.9 | 1 | 29,600 | 57,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 小金井東町三丁目第2アパート (5号棟) | | 小金井市東町3-10 | 55.9 | 1 | 35,500 | 87,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 秋津町五丁目アパート (1号棟) | | 東村山市秋津町5-1 | 51.0 | 1 | 30,800 | 63,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 田無北原町アパート (7号棟) | | 西東京市北原町2-2 | 61.3 | 1 | 38,600 | 86,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 田無南町一丁目アパート (2号棟) | | 西東京市南町1-1 | 51.0 | 1 | 29,400 | 68,300 |

| 種類 | 構造 | 名称 | 位置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸) |
|------|------|------------------------|-------------|----------------|-----------|---|------------------------|
| 一般都営 | 中層耐火 | 田無向台町四丁目アパート(5号棟) | 西東京市向台町4-10 | 51.0 | 1 | 29,300 | 67,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 田無向台町三丁目アパート(15号棟) | 西東京市向台町3-10 | 51.0 | 1 | 29,800 | 66,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 田無向台町三丁目アパート(16号棟) | 西東京市向台町3-10 | 42.4 | 2 | 24,800 | 55,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 田無本町四丁目アパート(3号棟) | 西東京市田無町4-14 | 42.4 | 1 | 25,100 | 60,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 柳沢二丁目アパート(2号棟) | 西東京市柳沢2-15 | 62.1 | 1 | 38,500 | 86,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 東伏見二丁目第2アパート(1号棟) | 西東京市東伏見2-12 | 61.5 | 1 | 42,200 | 96,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 狛江アパート(32号棟) | 狛江市和泉本町4-7 | 33.4 | 1 | 16,500 | 44,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 清瀬竹丘一丁目アパート(11号棟) | 清瀬市竹丘1-15 | 33.4 | 1 | 16,400 | 35,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟) | 多摩市諏訪5-2 | 37.7 | 1 | 17,400 | 30,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-12号棟) | 多摩市諏訪4-2 | 56.8 | 1 | 30,000 | 53,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン鶴牧団地(4号棟) | 多摩市鶴牧5-40 | 61.3 | 1 | 35,100 | 68,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-2号棟) | 多摩市愛宕3-4 | 40.1 | 1 | 19,100 | 34,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 稲城第2アパート(3号棟) | 稲城市大丸82 | 42.3 | 1 | 22,200 | 50,500 |

●東京都告示第千四百十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお
 いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営
 再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和四年十一月
 一日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示
 する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

| 種類 | 構造 | 名称 | 位置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 使用料 (円、月額/戸) |
|-----|------|------------------|------------|----------------|-----------|-----------------|
| 改良 | 高層耐火 | 西大久保アパート(5号棟) | 新宿区大久保3-9 | 43.9 | 1 | 37,300 |
| 改良 | 高層耐火 | 橋場二丁目アパート(15号棟) | 台東区橋場2-16 | 51.2 | 1 | 39,600 |
| 改良 | 高層耐火 | 白鬚東アパート(17号棟) | 墨田区堤通2-10 | 51.3 | 1 | 37,000 |
| 改良 | 中層耐火 | 東砂七丁目アパート(7号棟) | 江東区東砂7-13 | 32.6 | 1 | 25,200 |
| 改良 | 高層耐火 | 塩浜一丁目第2アパート(4号棟) | 江東区塩浜1-3 | 51.2 | 1 | 44,400 |
| 改良 | 中層耐火 | 南砂三丁目アパート(14号棟) | 江東区南砂3-11 | 33.4 | 2 | 26,100 |
| 改良 | 中層耐火 | 荒川八丁目アパート(1号棟) | 荒川区荒川8-19 | 33.4 | 1 | 22,500 |
| 改良 | 中層耐火 | 西保木間三丁目アパート(2号棟) | 足立区西保木間3-2 | 33.4 | 1 | 22,200 |
| 改良 | 中層耐火 | 亀有一丁目アパート(3号棟) | 葛飾区亀有1-16 | 48.1 | 1 | 35,400 |
| 再開発 | 高層耐火 | 白鬚東アパート(16号棟) | 墨田区堤通2-8 | 60.8 | 1 | 44,300 |

●東京都告示第千四百十五号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年十月三十一日

| | |
|-----|----------------------------------|
| 名 称 | 東京都知事 小 池 百合子 |
| 位 置 | 豊洲四丁目アパート駐 江東区豊洲四丁目三 七七区画 車場 番ほか |

●東京都告示第千四百十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年十月三十一日

| | |
|-----|--|
| 名 称 | 東京都知事 小 池 百合子 |
| 位 置 | 辰巳一丁目アパート駐 江東区辰巳一丁目三 三二二区画 車場 番ほか |
| 位 置 | 谷在家アパート駐車場 足立区谷在家三丁目 六六区画 二十二番 |
| 位 置 | 日野神明三丁目アパー 日野市神明三丁目八 一二区画 ト駐車場 番地 |
| 位 置 | 清瀬中里四丁目アパー 清瀬市中里四丁目千 一二九区画 ト駐車場 百八十七番地 |

●東京都告示第千四百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第三十五条第一項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する法第三十四条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 神津島特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 神津島全域
- 三 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 四 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

●東京都告示第千四百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成十四年東京都告示第千二百五十九号で告示した高尾鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 鳥獣保護区の名称 高尾鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

東京都八王子市浅川町地内の国道二十号線と都道八王子町田線(四十七号線)との交点を起点とし、同都道を南方に向かい、八王子市と町田市との境界に達し、同境界を西方に向かい、神奈川県境に至り、同境界に沿って、大垂水峠、景信山、陣馬山を経て和田峠に至り、同所から都道上野原八王子線(五百二十一号線)を東方に向かい、都道山田宮の前線(六十一号線)との交点を右折し、同都道を東南方に向かい、都道八王子あきる野(四十六号線)との交点に至り、同都道を北東方に向かい、八王子市元八王子町二丁目千九百二十九番地において同都道から同市長房町に通じる市道八王子幹線一級四十二号線を東方に向かい、市道八王子幹線二級七号線に至り同市道を東方に向かい、同市長房町千五番地において右折し、市道八王子幹線一級三十四号線、市道横山三百四十号線を経て南浅川を越え、市道浅川二十八号線を南方に向かい、国道二十号線に至り、同国道を西方に向かい、起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 鳥獣保護区の存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的 高尾鳥獣保護区は、八王子市に含まれる標高五百九十九メートルの高尾山を中心とした地域であり、西端部は神奈川県に接している。地域一帯の植生は、モミ

・アカマツ・アラカシ等を主とする針広混交の天然林となっており、多種多様な鳥獣類が生息している。

当該区域内で鳥類では水鳥としてゴイサギ・コサギ・アオサギ・カルガモなどが、猛禽類としてトビ・オオタカ・ノスリなどが、陸鳥としてヤマドリ・キジバト・アオバト・ホトトギス・アオゲラ・モズ・シロハラ・ウグイス・エナガ・アオジ・キビタキ・オオルリなどが、外来種としてガビチョウやソウシチョウなどが確認されている。

また、哺乳類では小型哺乳類としてアズマモグラ・ニホンリス・ムササビなどが、中型哺乳類としてニホンザル・タヌキ・アカギツネ・ニホンテン・ニホンイタチ・アナグマ・ニホンノウサギなどが、大型哺乳類としてツキノワグマ・イノシシが、外来種としてアライグマ・ハクビシンなどが確認されている。

よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

- ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、八王子市及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。
- イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第四百十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第四項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 特別保護地区の名称

高尾鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

八王子市高尾町所在東日本旅客鉄道高尾駅以西において、国道二十号線と旧甲州街道との間に所在する国有林の地域及びこの地域内に介在する社寺有地並びに同国有林に接続する八王子市市有林の区域。ただし、都道百八十九号線の以北の社寺有地並びに林道日影線及び林道日影線の終点に接続する作業道以北の八王子市市有林を除く区域

三 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の指定区分
 - 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的
 - 高尾鳥獣保護区は、八王子市に含まれる標高五百九十九メートルの高尾山を中心とした地域であり、西端部は神奈川県に接している。地域一帯の植生は、モミ

・アカマツ・アラカシ等を主とする針広混交の天然林となっており。

また、鳥獣の生息については、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているヤマノのほか、東京都レッドリスト(本土部)において絶滅危惧ⅠA類に分類されるサンショウクイ、絶滅危惧Ⅱ類に分類されるニホンモモンガ、オオタカ及びハヤブサ、準絶滅危惧に分類されるムササビをはじめとした、希少な鳥獣の生息が確認されている(鳥類…十四目四十科百種、獣類…七目十六科三十二種)。

その中で、高尾鳥獣保護区特別保護地区は、暖温帯系の照葉樹林、冷温帯系の落葉広葉樹林及び中間温帯林の分布境界にある。稜線上にモミ林、南面にカシ林、北西面にイヌブナ林といった暖帯と温帯の天然林が共存すること、林相の変化に富んでおり、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、高尾鳥獣保護区特別保護地区は、高尾鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を積極的に図る必要がある区域であると認められることから、法第二十九条第一項に基づく特別保護地区として指定するものである。

(三) 特別保護地区の保護管理方針

- ア 法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。
- イ 特別保護地区に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。

ウ 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、八王子市や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

エ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千四百二十号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

| 局名 | 職名 | 報酬区分 | 報酬額 |
|-------|---------------|------|----------|
| 福祉保健局 | 地域医療対策関連事業支援員 | 月額 | 194,400円 |
| 福祉保健局 | 社会参加推進事務専門員 | 月額 | 194,400円 |

附 則

この告示は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都告示第千四百二十一号

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条の規定に基づき、指定養育医療機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名称の変更

変更前

変更後

所在地

変更年月日

| | | | | |
|---------------------|---------------------|--------------------------------|------------------|----------|
| 東京都立墨東病院 | 東京都立墨東病院 | 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院 | 墨田区江東橋四丁目二十三番十五号 | 令和四年七月一日 |
| 東京都立広尾病院 | 東京都立広尾病院 | 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立広尾病院 | 渋谷区恵比寿二丁目三十四番十号 | 同 右 |
| 東京都立大塚病院 | 東京都立大塚病院 | 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立大塚病院 | 豊島区南大塚二丁目八番一号 | 同 右 |
| 東京都立小児総合医療センター | 東京都立小児総合医療センター | 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立小児総合医療センター | 府中市武蔵台二丁目八番地の二十九 | 同 右 |
| 公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院 | 公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院 | 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立荏原病院 | 大田区東雪谷四丁目五番十号 | 同 右 |
| 公益財団法人 | 公益財団法人 | 地方独立行政 | 板橋区栄町三 | 同 右 |

東京都保健医療公社豊島病院
 法人東京都立十三番一
 病院機構東京
 都立豊島病院

●東京都告示第千四百二十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月三十一日

新島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 免許年月日

令和四年十月三十一日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

新島村本村前浜地先新島港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑫の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三四度二分〇二秒二八三五、東経一三九度一分一七秒、四一八・七九九メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二〇度二分一七秒一九・三三四メートルの地点

③の地点 ②の地点から一三〇度〇二分四三秒二二・三四三メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度一三分五一秒二一・一四四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二〇度一二分一八秒五四・三五〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度〇二分〇一秒五一・七六八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三一〇度一九分一〇秒一二三・五一〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二五度三八分〇五秒〇・五一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二一〇度一六分二八秒二二・一八七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三五五度〇七分四一秒七八・九五九メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二六四度二六分一三秒一・五〇六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三五五度二〇分二三秒二六・八四九メートルの地点

(三) 面積

一六、四七五・八四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

新島村本村前浜地先新島港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三四度二分〇二秒二八三五、東経一三九度一分一七秒、四一八・七九九メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三〇度〇八分一九秒五七・五四三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二〇度一七分五一秒九三・七〇二メートルの地点

④の地点 ③の地点から三一〇度一七分五五秒一三・九二四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三一〇度〇八分四一秒一九・四三二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度二二分一六秒一七八・一三八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から四〇度二二分一六秒一〇・八〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三一〇度二二分一六秒八・二九〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三五五度〇九分一〇秒七八・八九四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二六四度三五分〇二秒〇・八〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三五五度一三分三二秒六二・一〇八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から八五度二〇分二三秒一一・〇六一メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一三〇度〇七分〇二秒二五四・七八三メートルの地点

(三) 面積

三〇、二〇二・二四平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

●東京都告示第千四百二十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同

法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

令和四年十月三十一日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

新島村若郷八十三番地先若郷漁港漁港区域内公有水

面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁ノNo.二〇)(北緯三四度二

四分五六秒七二八五、東経一三九度一六分

三五秒一三四二)から八度五二分三六秒、

二六・四八メートルの地点

②の地点 ①の地点から三二四度四〇分〇六秒四九・

五八一メートルの地点

③の地点 ②の地点から五四度一分〇〇秒六・〇一

七メートルの地点

④の地点 ③の地点から三二四度四二分〇六秒五一・

四九四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二三五度〇二分五〇秒一四・

九九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三二四度四三分五三秒四・七

〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から五五度〇二分五〇秒一九・六

八六メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一四四度四二分〇六秒六五・

二四六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三二四度四二分〇六秒四・七

一一メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一四四度四〇分〇六秒四〇・

五五二メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

新島村若郷八十三番地先若郷漁港漁港区域内公有水

面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁ノNo.二〇)(北緯三四度二

四分五六秒七二八五、東経一三九度一六分

三五秒一三四二)から〇度四九分〇三秒、

一六・〇六六メートルの地点

②の地点 ①の地点から三二四度四〇分一七秒一〇一

・三五八メートルの地点

③の地点 ②の地点から三二四度四〇分五三秒九・八

七五メートルの地点

④の地点 ③の地点から三二四度四〇分五三秒二五・

八九七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から五四度四七分三七秒六五・〇

〇八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一四四度四〇分一七秒二〇・

〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から五四度四二分〇六秒二二・五

〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一四四度四〇分一七秒一〇七

・一二〇メートルの地点

(三) 面積

九、六六三・九八平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第十七号

教 育 庁

教 育 事 務 所

教 育 庁 出 張 所

事 業 所

東京都教育委員会職員服務規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

令和四年十月三十一日

東京都教育委員会

第七条の二中「言動」の下に「(性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。)」を加える。

別記様式第一号(裏)を次のように改める。

(裏)

■ 注意事項 ■

- このカードを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 万一紛失、破損した場合は、速やかに連絡してください。
- 退職等により不要となった場合は、速やかに返却してください。
- このカードを拾得された方は、東京都庁までご連絡ください。

附則

- この訓令は、令和四年十一月一日から施行する。
- この訓令による改正前の東京都教育委員会職員服務規程(以下「旧規程」という。)別記様式第一号については、この訓令による改正後の東京都教育委員会職員服務規程(以下「新規程」という。)別記様式第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。
- 前項に規定する日までに発行された旧規程別記様式第一号による職員カードについては、新規程別記様式第一号の規定にかかわらず、同様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

●東京都教育委員会訓令第十八号

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

東京都立学校職員服務規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

令和四年十月三十一日

東京都教育委員会

第八条の二中「言動」の下に「(性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。)」を加える。

別記第一号様式の二(裏)を次のように改める。

(裏)

■ 注意事項 ■

- このカードを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 万一紛失、破損した場合は、速やかに連絡してください。
- 退職等により不要となった場合は、速やかに返却してください。
- このカードを拾得された方は、東京都庁までご連絡ください。

附則

- この訓令は、令和四年十一月一日から施行する。
- この訓令による改正前の東京都立学校職員服務規程(以下「旧規程」という。)別記第一号様式の二については、この訓令による改正後の東京都立学校職員服務規程(以下「新規程」という。)別記第一号様式の二の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。
- 前項に規定する日までに発行された旧規程別記第一号様式の二による職員カードについては、新規程別記第一号様式の二の規定にかかわらず、同様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

規程(交)

●交通局規程第六十七号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月三十一日

東京都交通局長 武市 玲子

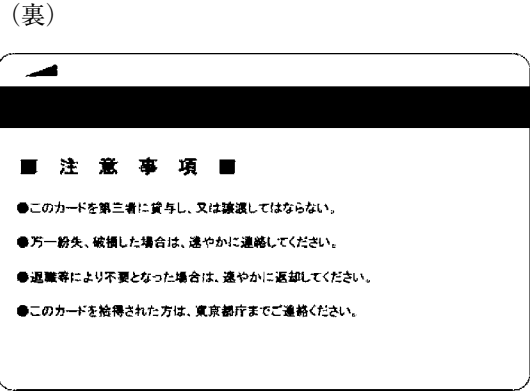
東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員服務規程(昭和五十年交通局規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第四項中「カード」を「職員カード等」に改める。

第十二条の二中「言動」の下に「(性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。)」を加える。

別記第一号様式(裏)を次のように改める。



附 則

- 1 この規程は、令和四年十一月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の東京都交通局職員服務規程（以下「旧規程」という。）別記第一号様式については、この規程による改正後の東京都交通局職員服務規程（以下「新規程」という。）別記第一号様式の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 前項に規定する日までに発行された旧規程別記第一号様式による職員カードについては、新規程別記第一号の規定にかかわらず、同様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

訓 令 (水)

●東京都水道局訓令第一号

局 内 一 般
各 事 業 所

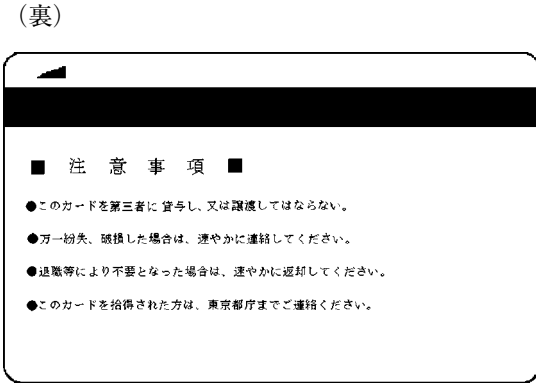
東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

第五十一条の二中「言動」の下に「（性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。）」を加える。

別記第十九号様式(裏)を次のように改める。



附 則

- 1 この訓令は、令和四年十一月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の東京都水道局処務規程（以下「旧規程」という。）別記第十九号様式については、この訓令による改正後の東京都水道局処務規程（以下「新

規程」という。）別記第十九号様式の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

- 3 前項に規定する日までに発行された旧規程別記第十九号様式による職員カードについては、新規程別記第十九号様式の規定にかかわらず、同様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第九号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）第二条の規定に基づき、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

令和四年十月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

一 委託期間

令和四年十一月一日から令和五年十月三十一日まで

二 委託した相手方

受 託 者 名 所 在 地

東京都市サービス株式会社 中央区晴海一丁目八番十一号 社

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第四十号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

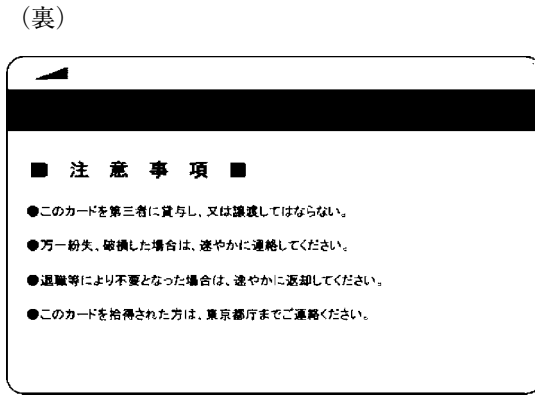
令和四年十月三十一日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二
程 東京都下水道局処務規程の一部を改正する規

東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「言動」の下に「(性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。)」を加える。

別記第十二号様式(裏)を次のように改める。



附 則

1 この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この規程による改正前の東京都下水道局処務規程(以下「旧規程」という。)別記第十二号様式については、この規程による改正後の東京都下水道局処務規程(以下「新規程」という。)別記第十二号様式の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 前項に規定する日までに発行された旧規程別記第十二号様式による職員カードについては、新規程別記第十二号様式の規定にかかわらず、同様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

公 告

都市計画河川事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務所

| | | | |
|----------------|--|-----------|----------|
| 武蔵野都市計画河川事業第二号 | 武蔵野市八幡町二丁目並びに西東京市南町一丁目、柳沢一丁目、柳沢三丁目、柳沢五丁目、柳沢六丁目、東伏見一丁目、東伏見五丁目及び東伏見六丁目地内 | 令和四年十月十七日 | 北多摩建設事務所 |
| 西東京都市計画河川事業第一号 | 石神井川 | 告示第二号 | |

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月三十一日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 都市計画事業の種類及び名称
昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都計画法下水道事業東京都公共下水道

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
収用の部分

昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十年建設省告示第千二百六十六号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五十五号、昭和三十七年建設省告示第九百九十二号、昭和三十七年建設省告示第千二百五十九号、昭和三十九年建設省告示第九百九十二号、昭和三十九年建設省告示第千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第千二百八十七号、昭和四十六年建設省告示第千三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第千五百六十七号、昭和五十年建設省告示第千四百七十五号、昭和五十二年建設省告示第千五百七十七号、昭和五十五年建設省告示第千七百七十七号、昭和五十六年建設省告示第千七百七十七号、昭和五十七年建設省告示第千六百四十号、昭和五十七年建設省告示第千三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第千三百三十四号、昭和六十二年建設省告示第千三百三十号、昭和六十二年建設省告示第千三百一十号、昭和六十二年建設省告示第千二百三十九号、平成元年建設省告示第千九百二十五号、平成元年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千九百二十九号。

備考

一 事業計画の変更
認可の告示

令和四年関東地方整備局告示第二
百七十七号

使用の部分

変更なし

二百二十号、平成三年建設省告示第
三百八十一号、平成四年建設省告示
第七百八十号、平成五年建設省告示
第六百九十七号、平成六年建設省告
示第二千三百三十三号、平成七年建設省告
示第一千一百一十一号、平成八年建設省告示第
千三百四十四号、平成九年建設省告
示第千二百六十一号、平成十一年建
設省告示第千二百四十八号、平成十
一年建設省告示第九百二十六号、平
成十二年建設省告示第千六百四十四号、平
成十三年関東地方整備局告示第百三
十二号、平成十五年関東地方整備局
告示第百二十八号、平成十五年関東
地方整備局告示第百三十一号、平
成十七年関東地方整備局告示第百
六十六号、平成十七年関東地方整備
局告示第百七十六号、平成十八年
関東地方整備局告示第百八十一号、
平成十九年関東地方整備局告示第
百九十九号、平成二十年関東地方整備局
告示第百二十四号、平成二十二年
関東地方整備局告示第百七十九号、
平成二十七年関東地方整備局告示第
二百六十六号、平成二十九年関東地方整
備局告示第百八十六号、平成三十年
関東地方整備局告示第六十三号、平
成三十年関東地方整備局告示第百
五十九号、令和二年関東地方整備局
告示第九十四号及び令和三年関東地
方整備局告示第六十七号の事業地の
うち、千代田区大手町二丁目及び品
川区東大井二丁目地内において事業
地を変更する。

雑報

二 事業施行期間

昭和二十八年十月十二日から令和
六年三月三十一日まで

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正す
る規程を公布する。

令和四年十月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第五号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一
部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京
都職員共済組合規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「同じ。」の下に「又は東京都
オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目
指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二
第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナシッ
プ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共
団体のパートナシッップに関する制度による証明を受けた
パートナシッップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、
生計を一にしているもの（以下単に「パートナシッップ関
係の相手方」という。）を加え、同条第二項中「又は二
親等内の親族」を「若しくはパートナシッップ関係の相手
方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に
改め、「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章
にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三
十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若し

くは同条第一項の東京都パートナシッップ宣誓制度と同等
の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナ
シッップに関する制度による証明を受けたパートナシッ
ップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしてい
るもの（以下単に「パートナシッップ関係の相手方」とい
う。）を加える。

第十九条の三第一項中「（当該職員の配偶者で当該子の
親であるものが、常態として請求に係る子を養育できるも
のとして、次の各号のいずれにも該当する場合を除
く。）及び各号を削り、同条第二項中「（当該職員の配
偶者で当該子の親であるものが、常態として請求に係る子
を養育できるものとして、次の各号のいずれにも該当する
場合を除く。）」を削る。

第十九条の四第一項中「（当該職員の配偶者で当該子の
親であるものが、常態として請求に係る子を養育できるも
のとして、次の各号のいずれにも該当する場合を除
く。）及び各号を削り、同条第二項中「（当該職員の配
偶者で当該子の親であるものが、常態として請求に係る子
を養育できるものとして、次の各号のいずれにも該当する
場合を除く。）」を削る。

第四十七条の二中「言動」の下に「（性別により役割を
分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関す
る言動を含む。）」を加える。

別記第七号様式中「親族関係に変更があつた」を「関係
が配偶者若しくはパートナシッップ関係の相手方又は二親
等内の親族でなくなつた」に改める。

附則

1 この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合の職員に関する規程別記第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第八号

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合保養施設に関する規則（平成十七年東京都職員共済組合規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ア中「配偶者」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同号イ中「同じ。」及び同号ウ中「被扶養者」の下に「並びにパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。
東京都職員共済組合保健施設に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第九号

東京都職員共済組合保健施設に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合保健施設に関する規則（昭和三十九年東京都職員共済組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「同じ。」を「同じ。」及び「含む。」及び「含む。」並びに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）並びに「しない者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方の三親等内の親族」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する

規程を公布する。

令和四年十月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第六号

東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合体育施設使用規程（昭和四十一年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「含む。以下同じ。」の下に「並びに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同条第二項中「被扶養者」の下に「並びにパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第十号

東京都職員共済組合総合保健施設に関する規

則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則（平成十七年東京都職員共済組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ア中「配偶者」の下に「又は東京都オリピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同号イ中「同じ。」及び同号ウ中「被扶養者」の下に「並びにパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和四年十月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
二 発売総額及び枚数

第九百五十一回全国自治宝くじ
三百億円 一億枚

三 証券金額
四 発売期間
五 当せん金の額

（三十億円を一単位（一ユニット）として十単位（十ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
一枚三百円
令和五年二月一日から同年三月三日まで
発売額三十億円に対して十四億四千九百九十万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して一億八千六百九万四千四百九十円

八 その他発売経費

発売額三十億円に対して二億五千二百七十五万七千五百七十二円

九 受託申請期限

令和四年十一月十四日

十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
二 発売総額及び枚数

第九百五十二回全国自治宝くじ
百五十億円 五千万枚

三 証券金額

（三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 発売期間

一枚三百円
令和五年二月一日から同年三月三日まで

五 当せん金の額

発売額三十億円に対して十三億五千万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して一億八千六百二十四万

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

六千五百円
 発売額三十億円に対して二億九千九十六万四千
 八百七十円
 令和四年十一月十四日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

